

協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書

現在、地域の様々な課題を解決するため、行政のみならず市民との協働が求められている中、市民自身が協同で地域社会に必要なサービスを事業化し、人間としての喜びや尊厳を大切に働き、同時に地域コミュニティの再生も目指す「協同労働」という新しい働き方の概念が注目され始めている。現在日本においても労働者協同組合（ワーカーズコープ）、各種障がい者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、若者や障がい者の就労」などに関する非営利事業を行っている。それらは日本各地で、着実に地域のニーズと結びつき、若年者や中高年者、障がい者の就労を可能にし、彼らの働くこと・暮らすことに対する生きがいを生み、さらに地域に対する貢献につなげており、「協同労働」に対する期待や可能性は飛躍的に高まっている状況にある。

しかし、日本においては、「協同労働の協同組合制度」を承認し振興する為の法制度がない状況にある。すでに欧州では、この制度が貧困や失業などの社会問題への解決や地域再生を図るための有効な手段として広く実践に移されている。これらの成果を受け、日本においても国会での法制化の検討が始まっている。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、市民活動の側面のみならず、新しい労働の在り方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

福島県伊達市議会議員 滝澤 福吉

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様